

救急車の適正利用に係るアニメーション等動画制作事業 仕様書

1 業務名

救急車の適正利用に係るアニメーション等動画制作事業

2 背景と目的

救急車の現場到着時間は、救急出動件数の増加に伴って年々延伸している。救急出動件数は今後も高齢化社会の進展に伴って増加し続けると予測しており、アニメーション等動画を利用した効果的な広報により救急車の適正利用を促し、不適正な出動件数を抑制することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務内容

(1) 市民に対し、以下の内容が効果的に伝わるアニメーション等動画の作成

ア 救急車の出動件数が年々増加していること

イ 例年、救急搬送された方のうち、約半数以上が軽症者であること

ウ 現状、救急要請しても出動可能な救急車が一台もない事態が発生していること

エ このまま救急出動の増加が続くと、重篤な患者のもとに救急車が到着するまでの時間がますますかかってしまうこと

オ 解決のためには、市民一人ひとりが救急車の適正利用について考える必要があること

カ 下記場面での救急要請は、不適正な利用にあたること

(ア) 交通手段がないから

(イ) 救急車は無料だから

(ウ) 夜間・休日の診療時間外だったから

(エ) 優先的に診てもらえるから

(オ) どの病院に行けばいいかわからないから

キ 本当に必要な時はためらうことなく 119 番に、判断に迷うときは#7119 に電話すること

(2) 制作したアニメーション等動画は、本市が保有・管理等をしている X、YouTube、LINE、ホームページ等に掲載予定であるため、これに適したデータを納品すること。

(3) 納品にあたっては、事前に本市職員によるデータ確認を受けること。

(4) 制作にあたっては、事前にラフ案を委託者に提示し、委託者からの修正・確認を得た上で、制作を進めること。

(5) テイストなど表現方法については、テーマを踏まえて適切なものとし、テーマによって表現方法を変更するなどの工夫をすること。

- (6) 制作したアニメーション等動画については、内容にあわせてナレーションやBGM、効果音を追加するとともに、聴覚障害者にも内容が十分に伝わるよう、必要に応じて字幕をつけること。
- (7) アニメーション等動画は、15秒及び30秒のものを各1本制作すること。なお、15秒動画については、30秒動画を編集することにより制作しても差し支えない。
- (8) 納品データは、原則として画質はフルHD、画角（アスペクト比）は16：9、ファイル形式はMP4とし、テーマごとに各データ全てをDVD1枚にして納品すること。なお、DVDのレーベル面に指示書に記載したテーマと納品期日、受託者名を記載すること。

5 権利関係

- (1) 受託者は、札幌市に対し、本業務の履行に当たり制作した動画等の成果物に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- (2) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。
- (3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (5) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (6) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (8) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市または札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。

6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 支払い要件

本業務の支払いは、完了届（本市指定様式）を提出した後、当該完了届に基づく役務履行検査に合格した場合に支払うこととする。

8 発注担当

札幌市消防局警防部救急課 阿波

札幌市中央区南4条西10丁目 札幌市消防局庁舎6階

TEL：011-215-2070 FAX：011-271-0610

kyukyu.shobo@city.sapporo.jp